

日本共産党県会議員団を代表し、ただいま議題となりました発議第7号議案、県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論します。

この条例は人事委員会勧告による一般職員の勤勉手当の改定にともない特別職の期末勤勉手当を0.05ヶ月分引き上げることに合わせて県議会議員の期末手当も0.05ヶ月分引き上げるといふものです。

県議会議員は自らの報酬を自らの議決によって決めることができるという権限を持っていますが、それは県民目線、県民の生活実態などを十分考慮して慎重に対応しなければならないと考えます。

今議会においては台風19号被害と対策が大きな問題となり、東日本大震災と台風被害の二重被災した方々もおります。実質賃金が連続でマイナスとなり、消費税10%引き上げで苦勞している県民の心情を思うとき、議員の期末手当引き上げにはとても賛同できるものではないことを申し上げます。

なお、私たち共産党県議団はこれらの引き上げに反対した期末手当の引き上げ分を議員を勇退などしたときに県に寄付して有効に活用してもらうことにしています。以上で討論とします。